

令和8年度 さが玄海の魅力ある海業推進事業業務委託仕様書

1 業務委託名

令和8年度 さが玄海の魅力ある海業推進事業業務委託

2 目的

海や漁村の地域資源の価値や魅力を活用し、地域のにぎわいや所得と雇用を生み出す「海業（うみぎょう）」について、海業体験の商品化と実証及び情報発信・キャンペーン等を通じて、佐賀県玄海地区における取組を推進することを目的とする。

3 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日までとする。

4 委託業務の内容

(1) 共通

本事業の実施に当たっては次の点を重視すること

- ・ 玄海地区の魅力を、県内はもとより県外にも訴求するため、専門的知見に基づき、有効な仕掛けを行うこと
- ・ これまでに認定した唐津ん魚こだわりの店（以下、こだわりの店）制度※を活用すること
- ・ 海業体験のプロモーションにおける主なターゲットは、次のとおりとする。
 - ① 小・中学生の子ども連れの家族層
 - ② 20代から30代の友人グループ
 - ③ 佐賀県及び福岡県福岡市周辺に在住

※唐津ん魚こだわりの店制度概要（詳細は（6）アのとおり）

佐賀県では、玄海地区で水揚げされた水産物を「唐津ん魚」と称し、取り扱う店舗の増加及び消費喚起を図るため、唐津ん魚FAN拡大事業を実施しており、次のとおりこだわりの店制度を設けている。

- ・ 唐津ん魚の取り扱いについてこだわりを持った飲食店、小売店、宿泊施設、令和7年度からは体験店を追加し、一定の条件に基づき県が「こだわりの店」に認定している。
- ・ 体験店とは、玄海地区水産物、漁業、海の魅力を感じられる体験を提供する、漁業者や事業者のことを指す。
- ・ 令和8年2月時点で、飲食店、小売店、宿泊施設及び体験店を合わせて約150店舗認定している。（うち飲食店：約103店舗、小売店：約17店舗、宿泊施設：約15店舗、体験店：約9店舗）

(2) 海業体験のプロモーション

体験店が実施する海業体験について、県内外へ訴求するための有効なプロモーションを

次のとおり実施すること。

ア キャンペーンの企画運営管理

海業体験の認知向上及び集客を目的としたキャンペーンを実施することとし、運営管理にあたっては、次の点に留意すること。

- ・ 海業体験と既存のこだわりの店との相乗効果を図ること
- ・ キャンペーン実施に必要な関係者との連絡調整は受注者が行うこと
- ・ キャンペーンに関する情報を唐津ん魚 HP 上に掲載すること
- ・ 必要に応じて広報資材等の制作を行うこと
- ・ こだわりの店に作業負担が極力かからないよう配慮した内容とすること
- ・ こだわりの店からのキャンペーン参加数の確保に努めること
- ・ ターゲットを見据えた有効な広報を実施し、集客効果を高めること
- ・ キャンペーン参加店へのアンケート調査等を行い、以降のキャンペーン運営の改善へ繋げること
- ・ キャンペーン実施のために必要な資材の制作費または広報に要する費用は受注者が負担すること

イ 唐津ん魚こだわりの店リーフレット制作

唐津ん魚やこだわりの店の魅力を、分かりやすく簡潔に伝えるリーフレットを制作すること。使用する素材は原則として受注者が用意することとするが、発注者から素材を提供する場合もある。

a 規格

- ・ 完成サイズ：A 5 判（A 4 判二つ折り）
- ・ ページ数：4 頁（カラー）
- ・ 部数：5,000 部
- ・ その他：取材・撮影費を含むこと

b 内容イメージ

次の内容を参考に、唐津ん魚の魅力やこだわりの店（飲食店・小売店・宿・体験店）の魅力を簡潔にまとめ、唐津ん魚HPや Instagram へ誘導するような内容とすること。

- ・ 概要（唐津ん魚はなぜ美味しいのか）
- ・ 代表的な漁業と魚種の紹介
- ・ 市場や仲買の紹介
- ・ こだわりの店及び宿、体験店の情報
- ・ その他有効な内容

c コンセプト

- ・ 情報を単に羅列するのではなく、読者が「気軽に手に取ってみたいくなる」ように、デザイン、フレーズ及び構成等を工夫すること
- ・ 発注者と協議のうえ、配布対象となるターゲットや配布場面を設定し、それに応じた

適切な表現を用いること

(3) 海業体験紹介特設 LP の制作

体験店が実施する海業体験の魅力を多くの人に発信するため、唐津ん魚 HP 内に特設 LP を制作すること。制作にあたっては、次の点に留意すること。

- ・ 各海業体験ならではの魅力が的確に伝わるように工夫すること
- ・ 海業体験とあわせて、飲食店・小売店・宿泊施設を周遊するプランを紹介する内容を盛り込むこと
- ・ 周遊プランにおける店舗の選定については、地域や業種に偏りが生じないように配慮したうえで、受注者と協議し決定すること
- ・ 想定するターゲットに応じた適切な表現及びデザインを用いること

(4) 海業ツアー体験会の企画及び実施

体験店が実施する海業体験の認知の拡大及び一般参加者からの意見収集等を目的として、体験店とこだわりの店（飲食店・小売店・宿泊施設）を組み合わせたツアー体験会を企画し、次のとおり実施すること。

- ・ ツアー実施に必要となる関係者との連絡調整は受注者が行うこと
- ・ ツアーに関する情報を唐津ん魚 HP 上に掲載すること
- ・ ターゲットを見据えた効果的な広報を行い、集客効果を高めること
- ・ ツアーを実施する事業者の選定にあたっては、発注者と協議のうえ決定すること
- ・ ツアー参加者へアンケート等を実施し、海業体験の運営の改善につなげること

(5) オウンドメディアの運営及び発信力強化

オウンドメディアの発信力を向上させることを目標とし、運営方針を設定したうえで、有効な運営を行うこと。運営メディアは次のとおりとするが、その他有効なメディアがあれば提案すること。また、発注者と協議のうえ、広告等を活用することも可能とする。

ア HP

a HP（既存のHP：<https://sagan-sakana.com>）の素材制作及び更新

こだわりの店、キャンペーン情報その他本事業に関連する内容のウェブページ素材の制作及び発注者が指定する保守管理事業者との更新調整を行う。なお、HPの保守管理については、県が別途発注を行う。ウェブページ素材制作にかかる費用は原則受注者が負担することとするが、発注者から素材を提供する場合もある。業務実施にあたっては、次の項目を重視すること。

- ・ こだわりの店へのアクセシビリティ向上
- ・ 唐津ん魚やこだわりの店の魅力を効果的に表現するデザインや演出等
- ・ その他本事業の効果を高めるもの

イ SNS（現在は Instagram 及び Youtube を利用）

a 投稿

次の項目について、投稿用の動画や画像を制作し、SNSの各種機能も有効に活用しながら、ファンを増加させるために効果的な投稿を行うこと。Instagram における投稿回数の目安は月 1～4 回程度とする。投稿素材は原則受注者が用意することとするが、発注者から素材を提供する場合もある。

- I 海業体験、体験店に関すること
- II こだわりの店、唐津ん魚に関すること
- III その他本事業に関連すること

b インサイト分析

次のとおりインサイト分析を行い、以降の運用戦略の改善点を提案するとともに、発注者と協議の上、運用その他広報戦略の改善を行う。

<分析報告タイミング>

- ・毎月の定例報告

<分析項目イメージ>

- ・フォロワー属性
- ・投稿毎のパフォーマンス
- ・その他有効な分析項目

c その他

関係性の深いアカウントとの連携強化、及びフォロワー獲得に繋げるために、いいね及びフォロー機能等を活用すること。また、Instagram におけるフォロワー獲得のために、フォローキャンペーン等を実施すること。

(6) 「こだわりの店」制度の運営管理

ア こだわりの店制度

a 共通

- ・ 唐津ん魚の取り扱いについてこだわりを持った飲食店、小売店、宿泊施設及び体験店を、一定の条件に基づき、県が「こだわりの店」に認定している。
- ・ 令和 8 年 2 月時点で約 150 店舗を認定しており、令和 8 年度は 10 店舗程度の追加認定を目標としている。
- ・ 受注者は、こだわりの店と連携して業務を実施し、業務目的の達成に努めること。

b 飲食店

飲食店のこだわりの店認定条件は次のとおりとする。

- ・ 県内に店舗を有する飲食店等であること
- ・ 唐津ん魚 FAN 拡大プロジェクトの趣旨に賛同し、今後県が実施する取組に協力すること

- ・ 地元の食材にこだわり、唐津ん魚を使用したメニューを継続して常時 1 品以上提供すること
※ただし天候等の理由で食材を入荷できない場合はその限りではない
- ・ 唐津ん魚を使用したメニューに“唐津産”“佐賀玄海産”等産地を明記すること
- ・ 唐津ん魚へのこだわりを“メニュー等店内に表記”または“口頭で説明”することができること
- ・ 唐津ん魚を使用したメニューへのこだわりを“メニュー等店内に表記”または“口頭で説明”することができること

c 小売店

小売店のこだわりの店認定条件は次のとおりとする。

- ・ 県内に店舗を有する鮮魚店、直売所、スーパー等であること
- ・ 当プロジェクトの趣旨に賛同し、今後県が実施する取組に協力すること
- ・ 認定後は、「唐津ん魚」商品（商品形態は、活魚、丸魚、冷凍、切り身等の他、唐津ん魚をメインとした加工品（寿司、惣菜、干物等）とする）を常時販売すること。ただし、天候等の理由で食材を入荷できない場合はその限りではない
- ・ 県が提供する販促資材を、「唐津ん魚」商品を陳列する箇所や商品に飾り付けること等により、「唐津ん魚」であることを明示すること
- ・ 「唐津ん魚」へのこだわりを“店内に表記”または“口頭で説明”すること
- ・ 唐津ん魚を使用したメニューへのこだわりを“メニュー等店内に表記”または“口頭で説明”することができること

d 宿泊施設

宿泊施設の認定条件は次のとおりとする。

- ・ 県内に所在する旅館、ホテル、民宿等であること
- ・ 当プロジェクトの趣旨に賛同し、今後県が実施する取組に協力すること
- ・ 地元の食材にこだわり、「唐津ん魚（佐賀玄海産水産物）」を使用した食事付宿泊プランを提供すること。ただし、天候等の理由で食材を入荷できない場合はその限りではない
- ・ 「唐津ん魚」を使用したプラン名または説明書きに“唐津産”“佐賀玄海産”等佐賀県の玄海地区産であることを明記すること
- ・ 「唐津ん魚」へのこだわりを“ホームページ等に表記”または“口頭で説明”すること
- ・ 「唐津ん魚」を使用したメニューへのこだわりを“ホームページ等に表記”または“口頭で説明”すること

e 体験店

体験店の認定条件は次のとおりとする。（令和 7 年度より認定開始）

- ・ 県内に所在すること
- ・ 当プロジェクトの趣旨に賛同し、今後県が実施する取組に協力すること

- ・ 玄海地区水産物、漁業、海の魅力を感じられる体験を提供する、漁業者や事業者であること
- ・ 玄海地区水産物、漁業、海の魅力を“ホームページ等に表記”または“口頭で説明”すること

イ 連絡調整

次のとおり、こだわりの店へ連絡調整を行う。

- ・ こだわりの店の認定又は認定取消に関すること
- ・ 販促資材の発送に関すること
- ・ 消費喚起キャンペーン実施に関すること
- ・ その他本委託事業の実施に関すること

ウ こだわりの店情報管理

次のとおり、こだわりの店の情報管理を行うこと。

- ・ 新規認定店について、HP掲載に必要な情報等を入手すること
- ・ 新規認定店の店舗、メニュー等の写真撮影を行うこと
- ・ 認定済みの店舗の発信内容について、更新の有無を定期的(おおむね1年に1回)に確認し、更新があった場合は、速やかに広報媒体の情報更新を行うこと。

エ 唐津ん魚グルメ提供店情報管理

次のとおり唐津ん魚グルメ提供店の情報管理を行うこと。

- ・ グルメ提供店の増減を確認し、適切に管理すること(既存提供店はこだわりの店の更新有無の確認時に合わせて継続意思確認を行う)
- ・ 提供グルメの内容について、更新の有無を確認し、管理すること
- ・ 新規提供店のメニュー写真等の撮影を行うこと
- ・ 広報媒体に掲載する情報の更新管理を行うこと

5 留意事項

- (1) 委託業務の内容については、発注者と受注者とで協議を行い、決定する。
- (2) 事業の運営に必要なかつ適切な人員配置を行うこと。
- (3) 国や県、関係市町、県内の漁業関係団体等の事業と連携しながら取り組むこと。
- (4) 業務遂行にあたっては、委託業務を統括し、県からの指示を受ける窓口として責任者と当該業務の従事担当者を置き、関係者と円滑な事業進行管理や意思疎通に努めること。
- (5) WEBサイトの作成を行う場合、以下を遵守すること。
 - ・ 佐賀県情報セキュリティ基本方針
 - ・ 佐賀県ホームページアクセシビリティ向上マニュアル
 - ・ J I S X 8 3 4 1 - 3 : 2 0 1 6 A A 以上

- ・ I P A 「安全なウェブサイトの作り方」
 - ・ 既知の脆弱性への対応を行うこと
 - ・ 別記「個人情報取扱特記事項」
 - ・ 別記「情報セキュリティ対策特記事項」
- (6) 本委託業務の全部又は一部を再委託することは原則として認めない。ただし、業務の一部についてあらかじめ書面により発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。また、機密保持、知的財産権等に関する受注者の責務を再委託先業者も負うよう、必要な処置を実施すること。なお、第三者に再委託する場合は、その最終的な責任は受注者が負うこと。
- (7) 本委託業務において、第三者が所有する素材を用いる場合には、著作権処理等を行うこと。
- (8) 本事業において作成される成果物の著作権については、全て県に帰属する。本事業において作成された成果物への著作者人格権は行使しないものとする。
- (9) 令和9年1月末日までに中間報告書を提出すること。また、委託業務完了後、すみやかに完了報告書等の関係書類、請求書を提出すること。